

令和 8 年 9 月 3 日 開 会

令 和 8 年 第 3 回

つがる市議会定例会

提 出 議 案 市 長 説 明 要 旨

つ が る 市

まずは冒頭、ご報告申し上げます。

昨日（９月２日）未明、本市では大雨・土砂災害警報が発令され、その後、線状降水帯が発生し、住家の床下浸水（１１件）や道路冠水（１４カ所）などの被害が確認されました。また、河川や水路の増水に伴い、避難所２カ所を開設し、市街地古田川沿い住民に対して避難指示を発令いたしました。

現時点で人的被害は確認されておりませんが、住家への浸水など、被害に遭われた方には心からお見舞いを申し上げます。

災害警戒本部では、関係部局に対して、早急に被害状況を情報収集し、現場の状況を踏まえた積極的な対応を行うよう指示をしたところであります。

また、このたびの大雨災害では、消防団員の皆様には迅速な対応をしていただきました。この場をお借りして、心から敬意と感謝を申し上げます。

本日ここに、令和８年第３回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

本定例会に提出いたしました案件は、専決処分１件、予算案４件、決算５件、条例案４件及び諮問３件の、合わせて１７件であります。

まず、専決処分した事項についてご説明申し上げます。

議案第６６号 令和８年度つがる市一般会計補正予算（第４号）は、国の物価高騰対策に対応し、省エネ家電への買替支援及び自治会等への電気料金支援を早急に実施する必要があったため、地方自治法第１７９条第１項に基づき、本職において専決処分したものであります。

次に、予算案についてご説明申し上げます。

議案第６７号「令和８年度つがる市一般会計補正予算（第５号）案」は、当初予算に見込めなかった

経費、緊急を要する経費などについて、所要の予算措置を講ずることとしたものであります。

その結果、一般会計の予算規模は、既決予算に 8 億 2, 7 5 4 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 6 1 億 2, 6 7 9 万円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

2 款総務費では、財政管理費において、令和 7 年度の決算剰余金などを踏まえ、財政調整基金積立金に 4 億 5 千万円を追加計上しております。また、臨時財政対策債の償還財源が普通交付税に算入されたことを踏まえ、所要の額を減債基金積立金に計上しております。

3 款民生費では、児童福祉総務費において、市内認定こども園に入園している医療的ケアが必要な児童に対する保育支援を実施するため、所要の経費を計上しております。

8 款土木費では、道路維持費において、市内各地区

における道路の適切な維持管理を行うための事業費として5,500万円を追加計上しております。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

補正予算の主なる財源といたしましては、普通交付税の交付額の決定に伴い、6億7,932万1千円を計上したほか、令和7年度決算に基づく繰越金7億7,330万9千円を追加計上しております。

議案第68号から議案第70号までの令和8年度各特別会計補正予算案3件につきましては、予算・決算特別委員会でのご審議の際に、詳細にご説明申し上げます。

次に、決算についてご説明申し上げます。

議案第71号から議案第75号までの5件は、令和7年度つがる市一般会計及び特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見並びに関係書類を付して認定を求めるものであり、いずれの会計におきましても、実質収支の黒字を確保したものとなっております。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第 7 6 号「つがる市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案」は、社会保険等に参加している重度心身障害者医療費受給者が、現物給付を受けることができるようにするほか、条文中の文言を整理するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 7 号「つがる市車力ウェルネスセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案」は、現在建設中の「しゃりき温泉」の工期を変更する必要が生じたことから、一部改正条例の施行期日の一部を改めるものであります。

議案第 7 8 号「つがる市立養護老人ホーム条例を廃止する条例案」は、「ぎんなん荘」の入所者の措置変更等が完了したことから、本条例を廃止するものであります。

議案第 7 9 号「つがる市ひとり親家庭等医療費給付条例及びつがる市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案」は、社会保険診療報酬支払基金法の

一部が改正され、「社会保険診療報酬支払基金」が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に名称が変更されることから、条文中の文言を整理するため、所要の改正を行うものであります。

最後に、諮問第1号から諮問第3号までの「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件」は、任期満了となる吉田恵美子氏及び伊藤祐子氏を再び推薦し、並びに佐藤修子氏の後任に工藤恵美子氏を推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ、慎重にご審議の上、原案どおり御承認、御議決、御認定及び御同意を賜りますようお願い申し上げます、提出議案の説明といたします。